

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

議事録

開催日時：令和5年11月27日（月）15：00～17：00

開催場所：オンライン会議

<出席者>（敬称略。順不同）

・委員

三上 喜貴	開志専門職大学 副学長兼情報学部長
神山 久美	山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授
釘宮 悦子	消費生活アドバイザー
熊田 亜紀子	東京大学大学院工学系研究科 教授
倉貫 浩一	読売新聞東京本社 論説委員
坂本 有芳	鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授
水流 聡子	東京大学大学院工学系研究科 特任教授
西田 佳史	東京工業大学工学院機械系 教授
野々内さとみ	全国女性団体連絡協議会 理事
藤野 珠枝	主婦連合会 住宅部
古田 英雄	独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事
安好 寿也	特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

・オブザーバー

一般社団法人大手家電流通協会

オンラインマーケットプレイス協議会

一般財団法人家電製品協会
一般財団法人製品安全協会
全国中小企業団体中央会
一般社団法人日本ガス石油機器工業会
一般社団法人日本玩具協会
日本チェーンストア協会
一般社団法人日本リユース機構
一般社団法人日本リユース業協会

<配付資料一覧>

議事次第

委員名簿

資料1 前回の主な御指摘事項／制度措置及び取組の方向性（案）

<議事>

- (1) 消費生活用製品の安全確保に向けた制度措置及び取組の方向性について【審議】

開会

○佐藤製品安全課長 お時間を若干超過いたしまして大変申し訳ございませんでした。事務局を務めます経済産業省の製品安全課長の佐藤と申します。

ただいまから、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会、第12回を開催させていただければと思っております。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

なお、本日はTeamsによるオンラインで開催をさせていただきまして、YouTubeにて議事を公開してまいります。

初めに、開催に当たりまして、経済産業省技術総括・保安審議官の辻本から御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻本審議官 技術総括・保安審議官の辻本でございます。本日は、三上委員長をはじめ、多くの先生方、委員の先生方、オブザーバーの皆様、お時間をいただきましてありがとうございます。

前回、10月27日だったと思いますけれども、大きく2つの点について討議をいただきました。海外からの直接輸入・直接販売を通じた製品の安全確保の在り方、2つ目が子ども用製品の事故の未然防止の制度の在り方であります。いろいろな御意見をいただいたと思います。賛成の御意見もありましたし、一方で細部の部分につきまして、こういうふうなやり方があるのではないか、こういう点に留意をすべきではないかというような御指摘もいただいたところでもあります。こういった意見を踏まえながら、本日事務局のほうから、我々なりの考え方、整理をしたものを提示させていただきたいと思います。また、本日はいろいろな御討議をいただきながら、よりよい中身になるように、有意義な時間になるように努めさせていただければと思いますので、本日は何とぞよろしく願いいたします。

○佐藤製品安全課長 ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては三上委員長にお願いしたいと思います。三上委員長、よろしく願いいたします。

○三上委員長 では、まず、事務局より委員の出席状況の御報告と、議事録の取扱いについての御説明をお願いいたします。

○佐藤製品安全課長 ありがとうございます。まず、出欠状況につきましては、委員全員から御出席との御連絡を頂戴してございます。

また、議事の取扱いについてでございますが、本日はオンラインでの開催とさせていただきます。YouTubeでの動画配信を行っております。議事の動画につきましては会議開催後に経済産業省の審議会サイトにて掲載をいたしますので、御認識をいただければと思います。

以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

会議の定足数については、委員全員が御出席ということで過半数を超えておりますので、本日の小委員会が成立することを確認いたしました。

では、資料の説明のほうを事務局よりお願いいたします。

○佐藤製品安全課長 ありがとうございます。まず、配付資料の確認をさせていただければと思います。事務局から事前にお送りをさせていただきましたPDF資料を御参照いただければと思います。また、画面上でも説明に沿いまして資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照いただければと思います。

資料は、議事次第、委員名簿、資料1となります。もし会議中など、通信の不具合ですとか御不明な点等ございましたら、電話やチャット機能などをお使いいただきまして事務局にお知らせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は1点でございます。冒頭事務局から御説明をいただきまして、その後、まず委員から御意見を頂戴し、委員から一通り御意見をいただいた後にオブザーバーの各団体からの御発言をいただく流れで進めてまいりたいと思います。

では、まず、事務局より資料1に基づき説明をお願いいたします。

議事

○佐藤製品安全課長　事務局の経済産業省製品安全課でございます。それでは、資料1を御覧いただきながら、私のほうから御説明申し上げたいと思います。

先ほど冒頭、辻本の挨拶でも言及申し上げましたが、前回10月27日の小委員会を開催させていただきました。その際には、事務局より本小委員会で御審議をいただきたい論点を提示させていただき、御意見を頂戴いたしました。その論点につきまして、資料1を1枚おめくりいただいた1ページ目、そして2ページ目に記載をさせていただいております。

改めまして、大きなポイントだけ申し上げます。大きく1点目、1ページ目、論点1でございます。海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保をどのように講じていくか、これが大きな論点の1点目でございます。

続きまして、2ページ目でございます。論点の2点目でございますが、子ども用の製品につきまして、事故の未然防止の観点からの措置の必要性、こちらにつきまして御指摘をいただいたかというふうに思っております。

3ページ目でございます。この3ページ目以降は、少しややおさらい的で恐縮でございますが、前回の小委員会におきまして委員の皆様方、オブザーバーの皆様方から頂戴いたしました御指摘、御意見について改めて整理をし、掲載をさせていただいております。本日、時間の都合もございまして、全てというのは割愛いたしますけれども、一部改めて御紹介申し上げたいと思います。

まず、御覧いただいております3ページ目でございます。大きな論点の1点目、「海外からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための制度的措置について」でございます。このうちの一番初めでございますが、海外から直接販売をする事業者の規制対象としての位置付けについてといったと

ころでございます。

その下以降、いただいた御意見でございます。四角の中でございます。一番上のポツでございますが、現状、国内の製造・輸入事業者が製品安全上の規制対象となつてございますけれども、いわゆる越境供給と言われるものが増えている状況を踏まえると、国内の製造・輸入事業者だけが規制の対象というのは時代にそぐわないのではないかとといったような御指摘をいただきました。

その下のポツでございます。特に事故調査等の際には責任の所在をはっきりさせるべきであるといった御指摘も頂戴をいたしました。

その下、一番下のポツでございます。論点でもある直接販売、これは一つの形態ではありますけれども、一部であるのではないかとといったような御指摘も頂戴をいたしました。

そうした直接販売をする方が海外にいるという中で、国内に必要な措置をとる者の設置についてでございます。

四角の中、頂戴しました御意見でございます。例えばEUでは、EU域内への責任者の設置を義務付けているといったような御指摘も頂戴をいたしました。

インターネットモール等を通じて販売される製品への対応についてでございます。

御意見でございます。一番上のポツでございます。前回も少し御紹介させていただきました製品安全誓約、いわゆるPledgeについて、大手のインターネットモールにおいてこうした取組が進められてきて、すばらしいという御指摘を委員の先生方からも頂戴をいたしました。一方で、Pledgeに対応していないところにつきましてもこうした取組が広く行われることが必要といった御指摘も頂戴いたしました。

また、この四角の中の一番最後のポツでございます。製品安全誓約は自主的な取組でございますので、取組をしているところから買う、そうでないところから買わないといったようなインセンティブといった面もあるのではないかとといったような御指摘も頂戴をいたしました。

その下、その他でございます。対象製品を製造等している事業者には、現状、法に基づきまして届出をいただいているところでございます。

四角の中、頂戴した御意見でございますが、一番上のポツです。こうした情報を迅速・容易に確認できる仕組みが必要との御指摘も頂戴をしたところでございます。

5 ページ目は、大きな論点の2つ目の「子ども用の製品による事故の未然防止のための制度的措置について」でございます。

まず、大きく1点目といたしまして、事故を未然防止するための対応についてでございます。

四角の中、御意見でございます。一番上のポツでございますが、規制の強化は当然であり、事前

規制ができるように変えていく必要があるといった御指摘を頂戴いたしました。

また、その下、2番目、3番目、4番目辺りは、問題が起きる前に安全・安心な体制をつくってほしいといった御指摘。また、S Tマークを取得している企業は問題がなかったが、一方で1点目の論点とやや連動してまいります。様々な国内外の製品が容易に入手できる環境ともなっているので、危険な製品の販売ができてしまう状況で子どもを守れない状況ではないかといったような御指摘も頂戴をいたしました。

その下のポツでございます。こうした中、制度の検討に当たりましては、現状取り組んでいただいておりますS Tマークと共存する形が好ましい。また、制度を検討するに際しても、企業の事務作業、コスト面が膨大となることがないようにと、そういった御懸念もあるので、過重な負担を強いることがないようにすべきといった御指摘も頂戴をいたしました。

2つ目でございます。「子ども用」であるが故に他の製品と異なり検討すべき事項についてでございます。

四角の中でございます。対象年齢ですとか注意喚起のようなものは消費者にとってはありがたいといった御指摘をいただきました。

また、その下でございますが、子どもが使われる製品でございますので、大人が思いもよらないような使い方をするので、そうしたことも意識をしてはどうかといった御指摘も頂戴をいたしました。

在庫品、中古品等の取扱いについてでございます。今回は、このうち主に在庫品について御指摘を頂戴いたしました。

実際の玩具店などを見ると古い在庫などもよく見かけるため、制度が入った以降であったとしてもそれを全て回収して対応していくというのは難しいのではないかと。また、メーカーの負担などもありますので遡及適用は避けてほしいといったような御指摘もございました。

6ページ目でございます。こちらは論点全体を包含する御指摘も頂戴をいたしました。

まず、一番上でございます。規制と自主的取組の在り方についてといったところでございます。

四角の中でございます。一番上のポツでございますけれども、製品安全の取組が競争領域や企業にとっての「売り」となっていきますと取組の実効性が高まっていくのではないかとといった御指摘を頂戴いたしました。

また、その下のポツでございます。いろいろな課題がある中で、機動的に動ける仕組み、こうしたことも考える必要があるのではないかとといった御指摘も頂戴をいたしました。

その下でございます。消費者教育や情報提供の必要性についても御指摘を頂戴いたしました。

四角の中、一番上のポツでございます。本小委員会において現在、制度をどうするかといった御審議をいただいているところでございますが、制度面の検討と併せまして消費者への教育も必要ではないかとの御指摘もいただきました。

その下のポツでございますが、インターネットでの購入時などにおいては、子どもに安全なものを買いたまおうといったようなことを親御さんに御理解いただくといったことも必要ではないかといったようなことも御指摘を頂戴いたしました。

以上が前回の小委員会で先生方やオブザーバーの皆様からいただいた御意見でございます。7ページ目以降、こうした御意見を踏まえました制度的な措置、また制度面以外も含めた取組の方向性(案)につきまして御説明申し上げたいと思っております。

最初に、海外から直接販売をする者の位置付け等についてでございます。7ページ目左下に図表を書かせていただいておりますが、左下が現行の法律が想定をしております流通形態でございますが、こちらにおいては製造事業者ないしは輸入事業者が国内への製品の一時的な供給者ということで、製品安全に責任を持つ者として規制の対象として位置付けさせていただいているところでございます。今般、新しい取引形態として右下のようなケースが想定されてございますが、紫色で書かせていただいておりますこの海外事業者につきましても、現行法におけます製造・輸入事業者と同様に国内への製品の一次的な供給者として位置付けることができるのではないかと、そこを踏まえた検討を進めてはどうかといった点につきまして論点として挙げさせていただいております。

また、その下の丸でございます。その場合でございますが、こちらの海外の事業者様、名前のおりでございますが、海外にいるということもございまして、製品の安全確保をどう確保していくか。実効性や迅速性を確保する観点から、国内において必要な措置をとる者を置いて、その者が必要な協力をしていくといったことも考えられるのではないかと、こうした点も論点として御審議いただければと思っております。

続いて、8ページ目でございます。今ほど7ページ目で申し上げたことを少しイメージ図として書かせていただいております。海外の事業者を現行の製造・輸入事業者と同じように考えられるかどうか、また、国内において必要な措置をとる者を置くことについて御審議、御議論をいただければというふうに考えてございます。

こうした新たな取引形態への対応と併せまして、こちら前回の小委員会でも現行法上の課題についても御指摘を頂戴いたしました。経済産業省におきましては、毎年度、試買テストといたしまして、市場に流通している製品につきまして技術基準ですとか表示等が適合しているかどうかの確認をさせていただいておりますが、残念ながら一定程度違反事例も出てきているといったところでござ

います。新たな形態への対応と併せまして、こうした現状の違反事例に対しましては引き続き法執行に当たりまして厳格な対応をしまいたいと、そのように考えてございます。

こちらは参考資料でございます。国内において必要な措置をとる者をという論点を申し上げましたけれども、EUでは、上の四角でございますが、一般製品安全規則ないしは市場監視規則といったものなどによりまして、ポツが3つございますけれども、EU内の消費者に製品を供給する場合には域内に責任者を置くといったことが求められているところでございます。

また、その下の参考でございます。こちらは別の制度でございますが、農薬の取締法という法律がございます。農薬の製造に当たりましては登録が必要でございますが、海外の事業者が登録をされるという場合には、法律の条文が書いてございますが、この2という数字の辺りを見ていただければと思います。国内において必要な措置をとらせるための者の選任が必要といったところが定められているところでございます。こうした事例なども参考にしながら、製品安全についても仕組みを検討できないかというところを御審議いただければと思います。

続いて、11ページ目をお開きいただければと思います。こちらは、インターネットモール等を通じて販売される製品への対応といったところでございます。前回資料でも御参照いただきましたように、インターネット取引の拡大によりまして国内外様々な製品が入手しやすい環境となっているところでございます。一部のインターネットモールの大手のモールの事業者におかれましては、今年の6月に自主的な取組といたしまして製品安全誓約、いわゆるPledgeに署名され、様々なリコール製品等の出品削除等の取組が進められていると承知をしております。こうした自主的な取組では対応できない場合の対策としまして、国内外からの製品の流入に対し、消費者の安全を迅速に確保するという観点からは、署名していないインターネットモール事業者も含めて、製品安全の4法上、一定の役割を担っていただくといったことも考えられないか、こうしたことも論点かと思っております。

ちょっと小さい字で、青い四角の中、一番下に書かせていただいておりますけれども、その際でございますが、製品安全についての一次的な責任者、これはもちろん製造・輸入等の事業者であります。こちらは言うまでもありませんが、一定の役割を担っていただくことも想定できないかといった点について御審議をいただければと思います。

「具体的には」の文章でございますが、法令の違反ですとか事故等が起きてしまっているような製品があるような場合には、そうした製品につきましてインターネットモール上から削除をいただくといったようなことの必要性、そういったことも御審議いただければと思います。

また、併せまして、本来であれば製造・輸入事業者等が主体的に行うべきリコール等の対応につ

きましても、消費者への情報提供などにおきましてインターネットモールの事業者に協力をいただくということも御審議いただければというふうに考えてございます。

その際でございますけれども、まさに今年の6月に署名された、スタートをいたしております製品安全誓約、Pledgeに代表されるように、自主的な取組を講じているインターネットモールの事業者もいらっしゃるかと、そうでない事業者もいらっしゃるかと思います。自主的な取組が講じられていることなどにつきまして市場や消費者に対してしっかり発信をしていくことによりまして、市場での評価ないしは消費者の判断に資するようになっていく、こうしたことも必要ではないかというふうに考えているところでございます。

こちらは、参考資料でございます。先ほど来言及してございます製品安全誓約の概要として、右下に署名されております企業様のお名前を掲載させていただいてございます。

続いて、こちらにも前回は資料として提示させていただきました参考資料でございますが、重大製品事故、年間約1,000件起きてしまっております。こうした事故が起きてしまった製品について、その製品の入手経路を分析したものでございますが、インターネット通販経由の製品といったものにつきましては、2019年は10.7%、2022年は19.4%ということで、比率が増加をしているという一つのデータでございます。

続いて、こちらは事業者が必要な届出などの措置を講じているか、それをどのように確認ができるのかといった論点でございます。

最初の丸でございますが、現行の製品安全の法律におきましても、取引相手が適法な措置を講じているかどうか、その観点から届出情報についての開示請求制度といったものが措置されてございます。

2つ目の丸でございます。今般特に、先ほど御審議いただければというふうに申しあげました海外からの直接販売をするケースなどについても製品安全の措置に入れることを検討することもございまして、国がどの事業者が必要な届出等をしているかについて情報を開示し、インターネットモール事業者や消費者の皆様など関係者が確認などできる仕組みも必要ではないかといった点も論点かというふうに思っております。

加えて、こうした届出に関する情報につきましては、製品事故の調査をN I T Eにも共有できるような仕組みも検討してもいいのではないかについても御審議いただければと思っております。

下の枠でございます。こうした仕組みを検討するに当たりましては、これは前回の小委員会でも御指摘いただきましたが、消費者も含めて容易に確認ができるような仕組みとしてはどうかという、この点についても一つの論点かというふうに思っております。

15ページ目以降は、大きな論点の2つ目でございます子ども用の製品についての論点でございます。前回の小委員会におきまして、子ども用製品につきましては事故の未然防止の観点から取組が必要だといった方向性につきましては方向性をお示しいただいたというふうに考えてございます。その上で、具体的な仕組みの案でございますが、どのような事業者が対象製品をつくっているか、これをしっかり把握・確認するために、事業開始に当たりましては届出をしていただくとともに、その際には安全の観点からの規格や基準への適合をしていただきまして、国の基準に適合している旨の表示を求めていくといったような仕組みで検討を進めてはどうかという点につきまして御検討いただければというふうに思っております。

2番目の丸でございます。特に子どもは月齢によりまして特性も異なってくるというふうに言われてございます。月齢による特性を踏まえ、危害を防止することができるように、対象年齢でございませつか使用上の注意等を付した上で消費者に対して販売をするということを求めてはどうか、こうした点についても御審議をいただければと思います。

最後の丸、3番目の丸でございます。対象製品につきましては、子ども用製品は非常に多種多様である中、初めのバーでございますが、玩具につきましては前回の資料でも少し御紹介しましたとおり、特に低年齢層において誤飲などの窒息のリスクが高いということも言われてございます。こうしたことも踏まえまして、まずは6歳未満向けの玩具を対象として検討が進められないかといった点、また、玩具以外につきましては、こちらも民間における安全確保の取組でもあるSGマークの対象製品でもございますベビーカーや抱っこひもといった製品が考えられるかと。これはあくまで現状の例示でございますが、こうした点についても御審議いただければというふうに思っております。

先ほど月齢に応じてというふうに申し上げましたが、子どもの発達と起こりやすい事故についてということございまして、消費者庁でおまとめいただいたハンドブックを掲載させていただいております。

こうした制度面の検討をするに当たりまして、民間における取組でございますSTマーク、SGマークと、こういった制度と共存ができるように、共存が可能となるような仕組みとなるように、実務面で検討していくことが必要ではないかといった点、また、こうした民間のマークにおける取組と、国で現在検討しております制度面での取組がともに機能することで、社会全体として子どもの安全が確保できるような環境、そうした環境をしっかりと整備していくということが重要ではないかというふうに考えてございます。

こちらは在庫品についての論点でございます。前回の小委員会でも、多くの在庫がございまして、

制度導入以降であったとしても、既に製造等された製品全てに何らかの措置を翻って求めていくことは難しいのではないかとといったような御指摘をいただきました。制度・仕組みを考えるに当たりますとも現実的に対応困難な仕組みを設けることは難しいというふうに考えてございますので、制度導入前に製造・輸入された製品につきましては対象外とする方向で検討を進めてはどうかという、こちらについてまずは御審議いただければというふうに思っております。また、その際、では安全性をどのように確認をしていくのかといった点につきましては、まさに先ほどから申し上げておりますSTマークやSGマークといった取組が現状でも進めていただいているところでございます。こうした取組の内容につきまして、消費者の皆様の選択に資するよう発信等を行っていくことも必要ではないか、考えられないかといった点について、こちらも御審議いただければと思います。

こちらは中古品についての論点でございます。特に玩具等の子ども用の製品につきましては、中古品の市場においても一定の市場規模や消費者の皆様からの需要・ニーズが想定されまして製品が販売されているというふうに伺っております。また、中古品市場においては、新品ではないということもございまして使用過程で包装等がなくなってしまう、制度導入以降であったとしてもいろいろな表示などの確認ができない、難しいといったケースもあるのではないかとというふうに思慮をしております。今回から日本リユース機構様や日本リユース業協会様にも本小委員会にオブザーバーとして御参加をいただいているところでございますが、中古品市場に対する消費者のニーズなども踏まえて、子どもの安全に資するというを前提に何らかの措置を講じていくことも考えられるのではないかとといった点、こちらについても御審議いただければというふうに思っております。

今ほど申し上げました課題への対応に加えまして、全体を包含するメッセージといたしまして、一番上の丸でございます。企業・団体の製品安全に対する姿勢、取組が市場で積極的に評価され、消費者が自身の行動に反映できるような環境、こうした環境づくりが必要ではないかといった点。また、2番目の丸でございますが、そういった環境変化に迅速に対応していくという観点では、国による制度・規制、こうした検討をしっかりと行いつつも、企業の自主的な取組ですとか、または消費者の皆様への教育などを通じた理解増進、こうしたことも併せて取り組んでいくことも必要ではないかといった点。3番目の丸でございますけれども、こうした取組を継続することで製品安全文化を日本に定着させていけないかという点。こうしたメッセージのようなものを本小委員会を通じて発信していくといった点、またはメッセージのようなことを実現していくためにどういう取組が必要かといった点につきましても委員の先生方から御指摘をいただければというふうに思っております。

すみません、やや時間がかかってしまって申し訳ございませんでしたけれども、私からの説明は

以上でございます。御審議等賜ればと思います。よろしくお願いたします。

○三上委員長 佐藤課長、どうもありがとうございました。

それでは、これから皆様から御意見、御質問、お受けしたいと思います。

まずは委員の皆様からお願いしたいと思います。御発言を希望される方は、手を挙げるボタンを押していただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず水流委員、どうぞ御発言ください。

○水流委員 水流です。ありがとうございます。私のほうから、代理人、エージェンシーというか、その辺りのところですけども、よろしいでしょうか。

○三上委員長 はい、どうぞ。

○水流委員 EUのように国内に対応するものを置かせるというところについては、非常に重要な活動になると思いますので、それをきちんとやっていただきたいと思うんですけども、そのときに、多分その代理店みたいなものが、代理店ビジネスのようなものができてくると思うので、その代理店に対して海外のメーカーさんであるとかそういった人たちが代理店に対して申し込んで、対応者としてなっただくという形になる可能性も高いと。そういうビジネスが始まることも含めて、代理店となるところのレベルであるとか条件、この辺り。あるいは、個人が代理人になるという場合の条件。つまり、企業様そのものではなくて、代理人としての個人ですね。そういった組織としての代理店、それから個人としての代理人、そういった方が日本国内にいることになるということはいいわけですけども、そういうことをできる代理店の条件、個人の代理人の条件のようなものをきちんと設計・設定していただくということは非常に重要だと思いますので、EUのほうではどういうふうに行っているのかというその辺りも調べていただいて、日本国内の対応者というところに対してどういう設計をするのかを考えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○三上委員長 ありがとうございます。少し御質問が出そろったところで事務局からコメントしていただこうかと思います。

次に、遊間委員、御発言をお願いいたします。どうぞ。

○遊間委員 ありがとうございます。論点1について少し御意見を述べさせていただければと思います。法令違反の企業についての御説明でございますが、厳正に対処するという方向は極めて重要なことというふうに思っております。一方、外国の企業から見ましたときに、何が違反であるかといったところのはっきりしないとそれへの対応が難しいかと思っておりますので、そういった日本語が分からない、法令の中身がよく分からない企業にとっても、何が違反かということがきちんと分か

るようなガイドラインといったものも併せて検討する必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、違反した製品を販売しているインターネットサイトに関しまして、それを削除していただくようお願いをするというようなことですが、やはりお願いベースでございますとなかなかそちらはうまくいかないかと思っておりますので、ある程度強制的にそういったものが可能になるような、そういったようなたてつけでこの制度というものを考えていただくのがいいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、倉貫委員、どうぞ御発言ください。

○倉貫委員　この国内において必要な措置をとる者の選任ということですが、まさにこうしたことが市場の評価、また消費者の判断に資すると、先ほどインターネットモールのところでの形式的な取組も同じ話ですが、そういった判断に資するという形にする必要があるというふうに思います。

また、事故が起きたときにこの安全確保がどう機能するのかということですが、13ページにも書いてありますが、やはり製品名と届出情報のひもづけがどう迅速に対応できるのかということが非常に重要ではないかなというふうに思います。

あと、農薬の話が事例として出ていましたけれども、農薬の場合と違って今回の話というのは範囲が非常に広いと思いますけれども、事務作業も大変だろうと思います。どういったプロセスでこうした措置を進めていくのかという、ある程度のスケジュール感みたいなものが必要なのではないか。例えば過去に重大な事故が起きている製品を優先して、そうした製品から対策を取っていくというような、そういったプロセスも一つ事前に決めておいたほうがいいのではなからうかというような気がいたします。以上です。

○三上委員長　ありがとうございます。本日もできれば委員の皆様全員からの御意見、コメントを頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、坂本委員、どうぞ御発言ください。

○坂本委員　鳴門教育大学の坂本です。子どもに関する製品についてコメントを述べさせていただきます。

やはり子どもの事故が多い製品を対象に、例えば寝具での今0歳児の窒息が多いですし、あとベッドのベビーガードみたいな、玩具ではないものでも事故が多いものは何かしらの規制みたいなもの

を設ける必要があるのではないかなというふうに考えています。

そして、中古品についてですけれども、子どもの洋服についても安全基準とかができていても、やはりもちろん古いものについては適用されないみたいな感じに来ているわけですが、全部を何か規制するというのはなかなか難しいとは思いますが、私は消費者教育に携わっていて、消費者教育って本当に、そう簡単にはなかなかいかないんですね。取り組むのは当然ですけれども、ちょっと講座を開いたからといって人が集まるわけではないですので、学校を卒業した方には本当に機会がないです。学校でも時間がないということで、なかなか消費者教育でやるというのは本当に期待はできないということなので、安全を確保しようと思うと何らかの仕組みが要るだろうなというふうにすごく感じています。ですから、中古品の販売となるとプラットフォームの方に責任を持っていただいて、中古品をアップするときに子ども用の製品だったらこういう条件をクリアしていないとアップできないとか、買うときにもこういう点をちゃんと確認して、古いものだからこういう危険性があるみたいなのを確認しないと買えないとか、何らかそういう仕組みも検討していただくということがすごく大事なのではないかなというふうに思います。なかなか今、周りに子どもがたくさんいて、子どもってこういう存在だということを肌感覚で理解している若い大人というのが少なくなっているから、製品自体が安全でないとしてすごく危ないかなというふうに感じています。以上です。

○三上委員長　それでは、続きまして熊田委員、どうぞお願いいたします。

○熊田委員　熊田です。よろしくお願いします。

もういろいろ意見が出ていとおりにかなと思うんですけれども、既にあるST・SGマークの制度と共存等をうまくしていくというのが何より大事なかなという点と、今ありましたとおり、中間のプラットフォームのところ、結局一般の消費者がポンと買うときにそこが、大多数の人が一番クリックして見ていくところだと思いますので、そこから注意喚起のサイトに飛ばせるように、例えば経産省に、お役所のところへのリンクが行けるように、そういう中間プラットフォームのところからちゃんと必要な情報に飛ばせるような仕組みを整備していくのが大事。それで注意喚起していくのが大事なかなと。消費者側からはそうかなと思った次第です。以上です。

○三上委員長　それでは、続きまして西田委員、どうぞ。

○西田委員　西田です。よろしくお願いします。

論点の2に関係すると思うんですけれども、子ども、STを取得している優良企業だけではなくて、この論点に書いてあるとおりで、なかなかそれでは日本の子どもを守れないということになってきているという現状認識かと思っています。ということで、強制規格とSTマーク制度の共存を目指

しつつやっていただくという方向でよろしいかと思うんですけど、ぜひ、強制規格というのがやっぱり大事なポイントだと思いますので、そこを死守しつつ進めていただけるといいかなというふうに思います。

それから、まずは対象年齢を6歳とかで区切って、玩具というような分野に区切ってやるという方向でひとまずよいかと思うんですけども、これは対象年齢が6歳以上ですとか、これは玩具ではありませんとかいう逃げにつながってもいけないかなと思いますので、この辺りは事故の実態、実際に子どもがそれを玩具として使っているのであればやはり規制の対象にしていくということも検討しなければいけないと思いますので、実態も踏まえながらやっていくといいのかなというふうに思っております。

ということで、2点ほどコメントさせていただきました。以上です。

○三上委員長　ありがとうございました。

では、続きまして神山委員、どうぞ御発言ください。

○神山委員　山梨大学の神山でございます。

18ページのところで、在庫品、中古市場等の取扱いについてというところで、制度措置の導入前に製造・輸入された製品については対象外とする方向で検討を進めてはどうかというもののコメントとなります。少子化で、非常に子どもの中古市場の活用というのも広がってきています。また、逆に普通のお店ではおもちゃなどがなかなか売れなく、在庫を抱えるというような状況にもなっています。例えば、その対象外として全部、今回対象にしないというのではなくて、例えば例ですけども、Pledgeを行った、製品安全誓約をした大手インターネットモール事業者の、できれば自主的取組とか、努力義務と言ってはあれなんですけれども、のような感じで、例えば今まで購入したような履歴がもし分かるのであれば注意喚起メールなどを送るとか、前に製造とか輸入された製品についても子どもの事故を防ぐために何らかの措置をしていただければいいのかなというふうに思いました。

また、私が大学で家庭科の教員養成に携わってしまして、家庭科で消費者教育を主に扱うことになっているのですけれども、今回おもちゃの事故が非常に多いというところで、家庭科で、消費者教育の中でも特に保育領域と消費生活の領域を関連させるような内容でもっと製品安全について教えていきたいというふうに、教える必要があるというふうに思いました。例えば消費生活のところで商品の選択というのがありまして、そこで例えばPledgeを行った大手インターネットモール事業者の製品だったら安全に物が買やすいというような選択を意思決定のところで子どもたちに情報提供として与えるとか、そういうことでPledgeをした業者の取組がとてもまず必要になってくると

思いますので、何らかの中古市場についても何か取組を進めてほしいというふうに思いました。

以上となります。

○三上委員長　ありがとうございます。

それでは、続きまして藤野委員、どうぞ。

○藤野委員　主婦連合会・藤野でございます。御説明等ありがとうございました。

私も今まで御意見をいただいているとおりでございますが、海外に存在する事業者については、国内において必要な措置をとる者、つまり国内に責任者を置くことを義務付ける方向をぜひ実現していただきたいと思っております。

また、消費者はインターネットで何かを買うときに製品情報などを見ると思うんですけども、その製品情報に、特にその製品に事故とか何らかの問題があった場合にそれらが掲げられるような仕組みがあればよろしいのではないかと考えております。自主的な取組であるのか、または何らかの規制を行うのか分かりませんが、その製品に危険な状況があった場合には、その情報がしっかり消費者に届くような仕組みを考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

では、続きまして釘宮委員、御発言ください。その次に野々内委員にまいります。

○釘宮委員　消費生活アドバイザーの釘宮でございます。

まず、資料にお示しいただきました方向性（案）といたしましては、おおむね賛同をいたしております。幾つか所感を述べさせていただきたいと思うんですが、まず、7ページから8ページでございます、国内において必要な措置をとる者に一定の協力を求めていくという点、この点は非常に重要な点だと思いますので、国内の代表者あるいは代理人を置いて、その代理人もしくは代表者が海外事業者に協力して一体の役割を担うようにしていただきたいと思います。

次に、19ページでございます中古品の市場というところなんですけれども、これは店舗で人が介在して取引が行われる場合だけでなく、ネット上の取引だけで完結をするという場合もございます。チェックが難しい可能性があります、少なくとも販売する時点で何か注意喚起を促していくというところが事業者の方には必ずお願いをしたいところです。また、出品をする側が消費者という観点では、新しい制度について消費者に対してしっかりと周知をしていくことにも力を入れていただきたいと思います。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、野々内委員、どうぞ先にお願ひします。

○野々内委員　失礼します。消費者の立場からお話しさせていただきます。私は、大学の先生では消費者教育は難しいですとおっしゃいましたけれども、やっぱり一番根底にあるところは消費者教育ではないかなと思っています。なので、リサイクルショップだとか子育て支援のショップとか、それからお母さんたちが赤ちゃんを産みます病院とか、そういうところでの指導というのは非常に大切ではないかなと思っています。それを義務付けることは大変ですけれども、一応行政のほうからそういう指導をしていただきまして、必ずお腹に何か月の間にはこういう指導をしてくださいというようなことをお話しするような仕組みができるといいかなと思っています。

それから、新しいおもちゃではなくて、そのリサイクルといひますか、今いろいろなところでそういうショップがあつたり、それからみんなで販売したりなんかするんですけれども、一応目を通しました、これは安全ですというときのS T・S Gマークではないにしても、そのプレといひますか、大丈夫というふうな何か印のあるものがつくれたらいいのではないかなと思っています。以上です。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、古田委員、どうぞ御発言ください。

○古田委員　ありがとうございます。古田でございます。

やはり論点1と2については、方向性としては基本的に異論ございませぬ。論点1については、国内の安全確保のためには、海外産品を国内で流通させるというところには相応の責務を負っていただくのがいいと思っております。直販だけではなく、今現状でも輸入事業者にとどり着かないというところもありますので、そういったところも含めて代理人を置いていただくというのは非常にいいことだと思っております。一方で、オンラインマーケットプレイスのプラットフォーマーの皆さんの自主的な取組というところは非常に敬意を表しているところでもありますし、企業価値を高めていただいて、消費者の皆さんの選択判断基準になればいいなというふうには思っております。

論点2の子ども用製品についてですけれども、これは多分、個別規格基準になったり性能規格基準になる部分もあると思ひます。先ほど来出てきておりますS T基準の内容、海外規制の規格の内容、あとは日本の文化であつたり使用実態、そういったところをしっかりと精査しつつ、政省令として有用なものになるように今後制度設計を進めていただければなというふうには思ひます。

以上でございます。

○三上委員長　ありがとうございました。

ほぼ委員の皆様から御発言いただきました。安好委員は何か御意見はございますか。

○安好委員 ありがとうございます。キッズデザイン協議会の安好でございます。論点2について、2点お話をさせていただきます。

まず1点目は、スピード感等々を考えますと、まずはSGマーク、STマークとの共存ということが現実的ではないかなというふうに考えています。

それから、2点目でございます。消費者教育、消費者の理解というお話がございました。私どもの協議会は、子ども・子育てに関する安全・安心な製品をキッズデザイン賞として顕彰をさせていただいております。毎年240点前後の入賞作、それから最優秀賞、内閣総理大臣賞をはじめとして、経済産業大臣賞等々も授与している団体でございますので、こういったものを消費者の皆様、生活者の皆様にぜひ知らしめるといふか、知っていただきたいなというふうに思って活動しております。先ほど、この書類の中に「インセンティブ」とか「売りになる」といふような文言も散見いたしますので、こういったすばらしい作品が消費者・生活者に届いて、それらを今度は生産する側、開発する側がそういったところをインセンティブとして次々にいい循環が回っていくような活動を、ぜひ省庁様、経済産業省、こども家庭庁を含め、いろいろと連携をさせていただければなというふうに思った次第でございます。以上でございます。

○三上委員長 ありがとうございます。

これで委員の方からの意見、コメントは一巡したんですけれど、もし何か追加でということの御発言がありましたら。よろしいですかね。

それでは、ここで一旦事務局からコメントをしていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○佐藤製品安全課長 事務局の経済産業省製品安全課・佐藤でございます。委員の先生方、多々御指摘を頂戴いたしました。大変ありがとうございます。すみません、全てにお答えし切れるかどうかはちょっとあれですけれども、御指摘を踏まえた点について少し回答を申し上げたいと思います。

まず、大きな論点1番目、海外からの直接販売等への御意見ということで、多くの先生方から、国内に必要な対応をとるべき者を置く、その方の位置付けについて御指摘をいただいたかと思えます。そういう者が必要であるといった点につきましては、多くの委員の先生方から御賛同いただいたのではないかなというふうに思っております。一方で、ではその方がどういう方なのかという点についてはしっかり考えるべきである、レベルですとか条件などについてしっかり考えるべきであるという御指摘もいただきました。まさに海外での事例なども参考にさせていただきながら、我々としてこういう事業者さんでないといけませんよというものではないですけれども、機能とい

たしましては製品安全の観点から必要な対応をしっかりと取っていただける方ということが必要だという論点でこういう措置を検討したいというふうに考えてございますので、そういった機能面でどのような機能を果たしていただくことが適切かという点について、しっかり今後も検討を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

また、これは前回に引き続きでございますが、Pledgeの取組への御評価もあつたかなというふうに思っております。そういった点も、まさにPledgeや自主的な取組ということで多くのインターネットモール事業者の皆様を取組を講じていただいているというところでございます。Pledge以外の企業さんがもしいるようであれば、そこへの措置も含めて、しっかり製品安全の確保ができるような対策というのを我々としても考えられないかなというふうに思っております。

また、広告の規制という御指摘も頂戴いたしました。今回、我々の製品安全の世界では、製品の販売に当たっての各種の、現行の製品安全の法律なども販売においての規制でございますので、広告規制となりますとちょっとやや守備範囲が異なってくるところがございます。一方で、安全な製品をしっかりと販売をいただくという観点で、我々としてはどんな措置が取れるかというのを引き続き先生方の御意見を伺いながら考えていきたいというふうに思っております。

また、大きな2点目の論点です。子ども用の製品についても御指摘をいただきました。

まず、国の制度の必要性といった点については、引き続き委員の先生方からも御理解をいただけたかなというふうに思っております。その上で、STマークやSGマークとしっかり共存できるようにという御指摘もいただきました。その辺りは実務的な検討も含めてしっかり考えていきたいというふうに思っております。

対象製品についても御指摘をいただいたかと思えます。まずは6歳未満の玩具という点を今回御提案申し上げましたが、例えば御意見の中では、規制を逃れるようなことがあつてはならないといったような指摘もあつたかと思えます。対象年齢などを我々も考える際には、対象年齢をどう考えていくかという考え方みたいなものもしっかりお示しをするなどしながら、小さいお子様が使われるような製品での安全確保がしっかりと取れるようにということをしっかり考えていきたいというふうに考えてございます。

また、中古品のところにつきましても幾つか御指摘をいただいたかなというふうに思っております。これはネットモールの皆様を取組をという御指摘もいただきましたが、まさに19ページで、我々、中古品の取扱いについてということで今回御提案申し上げたところでございます。インターネットモールを通じる場面もあるかもしれませんが、リアルの店舗で販売されるようなケースもあるかと思えます。いずれにしても、中古品市場の重要性といった点については先生方にも方向性は

お示しいただいたかなというふうに思っております。目的は安全確保でございますので、安全に資するということを踏まえた上で、どういう対応ができればこの中古品市場においてもこうしたいろいろな製品がしっかり消費者の皆様安心してお使いいただけるような状況になっていくかという点を考えていきたいなというふうに思っております。

また、消費者の皆様への教育といった点についても御指摘をいただきました。これは教育が大事だという点、また教育の難しさといった点についても御指摘をいただいたかなというふうに思っております。また、キッズデザインといったような、そういった先進的な取組についても御紹介をいただきました。我々も、消費者の皆様にご情報をお届けしていくかという点は試行錯誤しながら検討させていただいているところでございます。情報発信、ホームページやツイッターのようなものを使いながらの発信というのも、これは政府としても取り組ませていただいているところでございますが、どのように消費者の皆様にお届けをすると一番有効でビビットにお届けができるかという点は、ぜひ先生方の御意見を伺いながらしっかり考えていきたいなというふうに思っております。

全てにお答えし切れていないかもしれませんが、一旦御回答申し上げます。以上でございます。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございました。

それでは、続きましてオブザーバーの各団体からも御意見を頂戴したいと思います。御意見がございましたら、手を挙げるボタンをお願いいたします。

それでは、まず、オンラインマーケットプレイス・片岡様、お願いいたします。

○片岡オブザーバー オンラインマーケットプレイス協議会・楽天の片岡と申します。御説明ありがとうございました。

主に論点1について意見を述べます。

まず、一番重要なのは、今の法律上、少しフワフワとしているというか、はっきりしていない販売事業者に対する規制をきちんと明確化して、販売者に何を守らせるのかということをしっかり分かるようにして、それに対してモールが協力できるようにするというのが重要だと思っています。前回も申し上げましたけれども、海外の販売事業者というのは今は法律の対象になっていないですし、あと、我々インターネットモールは販売事業者と直接契約関係にあるわけなんですけれども、その先にメーカーとかがいたりする場合に、この海外の販売事業者に何をさせるのかということも非常に重要になってくると思います。そして、ほかの方からもありましたけれども、今でも既に代理人というか輸入事業者としての届出を国内の事業者にやってもらっているというようなところがあると認識していますので、きちんと実態把握をして、どういった条件で海外の販売事業者に何をさ

せるのかというところをまず明確化していただきたいと思っています。

それから、モールへの制度的措置という話が出ていますが、これは正直聞いていて非常に残念だなと思っています。製品安全誓約という自主的取組をまだ始めたばかりですが、我々がその自主的取組を進めることで、自主的取組をしているところが他と差別化ができて、しっかりやっているところが成長していけるような世の中を目指してやっているわけなんです。まだ始まったばかりで、これから運用をしっかり見ていかなければいけないところで、では法律にしましょうと言われてしまうと、自主的取組のインセンティブを削ぐ形になってしまうと思いますので、規制ということについては慎重に考えていただきたいと思います。一方で、販売者に対する規制というのがはっきり明確化するとモールとしては非常に措置が取りやすくなりますので、そちらをまずは優先してやっていただきたいなと思っています。

それから、製品安全誓約は始まったばかりというお話をしましたが、参加者についてもまずはクロードでというか、お話をいただいたところが署名をしたと認識してしまっていて、今署名をしていなくて問題を起しているところがもしあるのであれば、そこは積極的に署名していただくように働きかけをしていくべきだと思います。もしそのような問題を起しているところを認識しているのであれば教えていただきたいと思います。

それから、これも販売事業者の責任や規制を明確化する必要があるという話とつながるんですが、現在のリコール制度というのはほとんど任意のものになってしまっていて、リコールが必要なのではないかとなったときに任意の掛合わせで動くことが多いです。何か制度的措置といったときに、国内であれ国外であれ、任意リコールに関して販売事業者に何をさせるのかというところをしっかりと明確化する必要があるかなと思っています。

あと、農薬の事例が出ていましたけれども、農薬の場合は、実はそもそも販売するのに届出が必要というところがありまして、これも販売者の規制がしっかりしているという前提があったりしますので、消費生活用製品安全法は対象の商品範囲が広いということもあるんですけども、もう少し販売者に何をさせるのか、きちんとしたい販売事業者には具体的にどうしてもらえばちゃんと売れるのかをしっかりと整理していただく必要があるかなと思っています。

私からは以上です。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、続きまして玩具協会さんでしょうかね。玩具協会さん、御発言をお願いいたします。

○菅家オブザーバー　　日本玩具協会の菅家でございます。

今日の経済産業省さんの資料の17ページでございますように、S T・S Gマーク制度との共存が

可能となるようございます。この点につきまして、私どもの思いを御発言をさせていただければと存じております。

前回の会合でも会長の前田のほうから発言をさせていただきましたが、危ない玩具は規制すべきであるという思いは私どもも同じでございます。私どもとしましては、懸念として、強制規格を導入すると、その副作用でS Tマーク制度が衰退してしまう危険性がございます。そうなりますと、日本の玩具安全は欧米や中国——中国も最近では立派な消費市場でございますけれども、その中国にも比べて安全のレベルが劣ってしまうようなことになってしまうということを申し上げさせていただきました。6月までの検討会では、強制規格とS T制度が両立・存続する制度を目指すとのラインで報告書をおまとめいただいたところでございます。

玩具でございますけれども、純玩具だけでも15万種類ございます。それ以外にも、ホビー商品や雑貨の中に玩具に該当するものが数多く実はございます。玩具の市場規模は1兆円ございます。その中に、多くの企業、メーカー、卸、小売の方々が玩具ビジネスに携わっておられます。こうした膨大な数の玩具は、その多くは海外、最近では特に中国で製造されておりますけれども、玩具を製造する工場の数も非常に大きなものとなっております。日本の玩具を製造する工場は、常時数千の数に上ると推定をしております。この膨大な種類の玩具に、数多くの事業者・工場が携わっております。

海外では、玩具規制は、例えば欧州では玩具安全指令、米国ではC P S I A——日本語で申し上げますと消費者用製品安全改善法といった、玩具に特化した安全規制制度を持っております。日本では、釈迦に説法で大変恐縮でございますけれども、製品安全規制として消費生活用製品安全法の特定製品制度がございます。この制度は、圧力鍋ですとか乗車用ヘルメットといった単品の製品について安全基準を運用することを目的とした制度となっております。私どもの強制規格導入時の副作用の懸念といいますのは、玩具事業者、特に中小の事業者の方々、制度いかんでは強制規格実施のための管理作業に追われてしまいまして、S Tマークの管理まで手が回らない、使いたくてもS Tマークを使えないといった事態が多発してしまうのではないかと。その結果、S T制度が衰退し、S Tマークと強制規格の両立というものが残念ながら困難になってしまうということを懸念しているわけでございます。

つきましては、基本的な方向性といたしまして、議論でも出ているところでございますけれども、S Tマークと強制規格の両立というものが可能となるように、現行の規制スキームに過度にこだわることなく、海外の玩具規制なども御参考にいただきながら、玩具事業者に過剰な負担を強いることのない納得性の高い制度となるよう作業を進めていただきたいというのが私どもの思いでござ

ございます。どうかよろしくお願いを申し上げたいと存じます。以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

では、続きまして、オンラインマーケットプレイスの岡本様、どうぞ。

○岡本オブザーバー　　御発言の機会をいただき、ありがとうございます。

本日の議論の中で、中古品の扱いについて御議論があったかと思えます。その中では、中古品を活用していくということの重要性も触れられていたかと思えます。政府の中でも、2023年3月に経済産業省で「成長志向型の資源自律経済戦略」というのがまとめられておりまして、リユースの重要性が言及されていると。また、官邸のほうでも、今年の10月11日でございますか、サーキュラーエコノミーに関する車座対話というのが行われているかと思えます。このように環境への配慮を考えてまいりますと、製品を長く使っていくですとか、不要なものを必要とする人に譲るといふ、そういう消費者の行動が拡大していくのは必然の流れだと思っております、この流れはぜひ止めずに、むしろその中古品を安全に活用する環境をどういうふうに整えていくかという発想で御検討いただきたいなと思っております。ちなみに、欧米のほうでは、製品を修理しながら長く使えるようにするという、それが消費者の権利として認められておりまして、「修理する権利」と呼ばれておりますけれども、そういったものも制度化されつつあります。世界的にも中古品を活用していくという流れになっているということでございます。そのために我々としても情報発信をしている事業者はおりますし、そこにメーカーの皆様との連携協力をしながらという事業者もおります。ぜひそうしたメーカー、それからECモールなどとの連携ができるような環境をつくっていただければと思っております。特にメーカーの皆様が発信しているような情報ですとか、古い製品に関する情報につきましては、メーカー様から我々が情報をいただいて情報発信をしていくということも一部のモールの事業者は行っております。こうした取組にはメーカー様からの情報提供などが欠かせないということございまして、メーカー様との連携が広がるようにぜひ政府側でも働きかけを行っていただけるとありがたいなというふうに思っております。以上です。

○三上委員長　　岡本様、ありがとうございました。

続きまして、チェーンストア協会様、お願いいたします。

○牧野オブザーバー　　日本チェーンストア協会でございます。

販売の現場の立場から申し上げます。SGとかSTとの共存というお話がずっと出ておりますが、現場で売っているのか悪いのか、誤解が生じたりとか、そういうことがないようにお願いしたいというのが基本的な立場でございます。それは古い製品についても同じでして、遡及適用はしないと。それで経過措置を設けられるということなんですが、一体どれぐらい古い製品がメーカーなりその

他流通段階で在庫がされているのかということもきっちりとお調べいただいて、適切な経過措置期間を設けていただければなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございました。

それでは、続きまして、製品安全協会様、お願いいたします。

○関オブザーバー　製品安全協会の関でございます。意見を申し上げさせていただく場を設けていただきましてありがとうございます。

子ども用製品を強制規格化することによって安全を保つという方向は、これは大きい大事なことではないかなと思います。そのときに、その製品の安全、ひっくり返して言えば、製品に欠陥がないということはどう担保するのかということについても意識を……聞こえますか。

○三上委員長　はい、聞こえております。どうぞ。

○関オブザーバー　消費者庁のメモでも明確に書かれておりますように、製品の欠陥というのは、本体の設計あるいはつくり方から来るものだけではなく、本体の表示、取扱説明書も含めて一体的なものなんです。ということで、適切な表示、取扱説明書等がないものは製品としては欠陥とみなされる場合も起こり得るということをもまず認識いただく必要があると思います。

もう一つは、製品を扱われる方々が、実際にその製品の安全性と併せて信頼性についてしっかり確認をいただくことがとても大事だろうと思っております。実は、本年4月に自転車のヘルメットが法令で着用が努力義務化されたわけですが、当時、ST・SGマークのついた製品が品薄だったこともあってか、CEマーク付きの製品というものが多数世の中に出回りました。現在もそういう状況ではありますけれども、注意して見ますと、自転車用のヘルメットではなくて軽作業用のヘルメットでCEのマークを取っている。正確に言えば自己認証ですね。自己で適合性を宣言していると、そういうものですので「自己認証」なんです。そういう製品が多数出ています。軽作業用のヘルメットというものは、自転車用のヘルメットに比べると衝撃吸収能力がほとんどありません。転倒すれば、頭に相当大きな衝撃が及びます。仮にそのような製品を自転車用ヘルメットとして売っているのであれば、これは消費者契約法における不実の告知に当たるものではないかと考えます。また、もしもそれで事故が起こった際には、その責任は製造者あるいはそれを販売している者に対しても及んでくるのでないだろうかと思えるところであるわけです。そういう意味で、信頼性の確認をするために、信頼のある認証制度というものを活用するというのも一つの方法であろうというふうに我々は考えております。

それから、先ほど来、中古品についての議論がありました。これは、確かにサステナビリティ

一との関係において重要な課題だと認識しています。安全が大事な製品について言えば、残念ながら使用してなくても製品が劣化してしまう場合があります。特にプラスチック製品を主要な機能部品として使っている場合においてそういうことが起こります。このときに、多くの製品が耐用年数というものを3年と設定しているケースが多いです。見かけ上は何の問題がなく見えても、やはり製品そのものの安全性能が容易に劣化するという事例というのがございます。そういうことから、安全という視点だけで見れば、中古品というものは劣化による安全性の低下というものは避けられないのだということをまずしっかり認識していただく必要があろうかと思えます。また、中古品を扱われる場合においては、その中古品について安全性の問題は本当にないかどうかということの確認は大事ですし、仮に何らかの問題を知りながらそのまま使っていれば、また仮に事故が起こったときには、扱われた方、売られた方に責任が及ぶ、そういうふうなものだと思います。中古品につきましては、ものによってはメンテをすることによって長く使えるものも確かにありますが、これは非常に個別の話となってしまいます。どうしても製品そのものを安全に使っていただくという観点においては、中古品というのは非常に気をつけなければいけないということをまず最初に認識いただく必要があろうかと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○三上委員長　ありがとうございました。

本日は多数のオブザーバー団体に御参加いただいておりますが、リユース業協会様、どうぞ御発言ください。リユース業協会の伊藤専務様でしょうか、マイクがミュートになっておるかと思えますが、リユース業協会様、御発言いただいて結構ですけれども。

それでは、オブザーバーの皆さんからの御意見も出そろったようですので、ここでまた事務局のほうからコメントをいただければと思います。よろしいでしょうか。

○三上委員長　では、日本リユース機構様、どうぞ御発言ください。

○波多部オブザーバー　日本リユース機構の波多部と申します。

私どもも、子どもさんの分、子ども用のおもちゃに関しましては自主規制をつくらなければいけないということで、今、まずは数名からで始めているのですけれども、その中でやはりおもちゃ、中古品になりますと、先ほど3年とかおっしゃっていただいたように古いやつというのは自然劣化が始まりますので、あんまり古いのはやめようという声も上がってきております。中にはソフビみたいに片腕が取れているようなおもちゃでも、中古品の中にはやっぱり混ざってきます。でも、子どもさんの中ではこれがいいと言って片腕がないようなおもちゃも持って帰りたいというような意見もございまして、親御さんとしては子どもがこれを欲しがっているからいいかと。ほとんどもう

10円、20円の安いような金額になってしまうんですけれども、そういうのも販売もしている業者もございます。

そのほかに、日本国内だけではなくて海外にも、やはりおもちゃというのは有効なものですから、海外にもコンテナの中の一部として送る、またはぬいぐるみがクッション材という形で送られているという事例もございます。やはり日本から、海外の分はやはり海外のほうで、各国で規制があると思われまふけれども、日本国内でもこういうのはやっぱり送ってはまふいよねというのをリユース機構としては何らかの形で作っていかなければいけないねという、これはうちの会員からもいただいております。やはり中古品ですので、箱がないとかそういうのは結構ございまして、それで、メーカーさんのほうと連携ができるのであれば、メーカー様のほうからそういう画像ですとかこういうのを出していただければ、もっと一気通貫で、これは大丈夫、これぐらいになったらもう再販・中古として売るのもやめてほしいなとか、そういう連携が取れば一番ありがたいのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○伊藤オブザーバー すみません、伊藤と申します。先ほどは失礼しました。

○三上委員長 リユース業協会さんのほうですね。よろしくお願ひいたします。

○伊藤オブザーバー はい。リユース業協会の伊藤と申します。今日はありがとうございます。

私たちの協会はリアルの店舗展開やネットでのモール開設、プラットフォームとして展開されている事業者など様々な形態で展開している方々に入会して頂いております。その中で、リアルの店舗をお持ちになっている事業者様が非常に多くございますので、こちらについて少しお話をさせていただきます。

まず、基本的に私たちはC to Cの事業をしてございます。当然のことながら、持ち込む皆様方はご自身が不要になったものをお持ち込みされます。そういった点で申し上げますと、中古品市場についても当然安全性については細心の注意を払っております。当然のことながら、P S Cマークがついていなければならぬ、製品については、マークがついていないものは扱わないという立場で運用してございます。したがって、今後この中古品等の安全性ということについて何らかの措置がなされていった場合、一番の観点としては、安全性が担保されている商品しか扱わないということが基準になっていくかと思ひます。ただ、先ほどからも出ていますように、包装等の無い商材の取扱いということも少なからず出てくることも事実だと思ひます。その際も何らかの措置が必要だという話が出てございましたが、事業者の方たちが負担にならないように検討して頂きたいと存じます。販売者の皆さんに対して法的な規制をかけるということになると、これはかなり厳しい状

況になってしまうかなと考えてございます。ぜひご配慮いただきたいと思います。

それから、もう一つ、海外からの製品が持ち込まれるケースといったときには、当然のことながらその製品の安全性、取扱い等々については、日本語で注意喚起をされたものが出回るというような体制にしていいただければと、考えてございます。

以上でございます。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、これでオブザーバー団体の皆様からの御意見も出たようですので、またここで事務局からのコメントをお願いしたいと思います。

○佐藤製品安全課長　　オブザーバーの皆様におかれましても、御指摘、御意見、大変ありがとうございました。御指摘を伺わせていただきながら、具体的な制度と申しますか、措置をどうするかしっかり考えたいと思っております。幾つか、頂戴した御指摘について、少し考え方も含めて申し上げたいというふうに思います。

初めに、インターネットモールのオンラインマーケットプレイス協議会様から御指摘をいただきました。まさに現状、Pledgeが始まったところであるといった御指摘もいただきました。我々としても、まさにPledgeの取組、これは自主的取組としてスタートをいただいたところだというふうに承知もしてございます。制度面の措置についても整理が必要という御指摘もいただきました。ネットモールの事業者の皆様にもどのようなことをお求めしていくか、お願いをしていくかという点については、整理をさせていただいた上で我々も検討したいというふうに思っておりますが、目的意識としましては、まさにPledgeでやられている目的意識と我々としても同じでございます。また、国内外様々な製品が入ってくる中で迅速に消費者の安全をどう確保していけるのか、そのために必要な取組は何なのかという問題意識の下で考えていきたいというふうに思っておりますし、また、先ほどPledgeの取組についても申し上げましたが、Pledgeの取組をまさに自主的にやられている皆様で、その取組において実効性が確保されているという場合におきましては、仮に制度的措置を何らか検討するに当たっても、まずはそのPledgeの取組をしっかり最大限尊重して運用などもしていくということが考えられるのかなというふうに考えてございます。そうしたことも含めまして、どのような考え方ができるかということは我々としても改めて引き続き考えていきたいというふうに思っております。

また、玩具協会様からも御指摘をいただきました。S Tマークが衰退しないようにという御指摘ですとか、これは前回も頂戴をいたしました。管理作業なども含めて過重な負担がないようにという御指摘も頂戴をしたかなというふうに思っております。今回も資料で書かせていただいております。

りますとおり、S Tマークと国による制度・仕組みがしっかり両立できるように考えていきたいというふうに思っております。今回我々のほうから、少しこういう方向性でいかがでしょうかというふうな提案も資料の中ではさせていただいたかと思っております。何より目的は、子どもの安全をしっかり確保していくという観点かと思っております。S Tマークの取組、これは物理的安全以外にも、化学の安全もしっかり確保いただいているというふうに伺っておりますし、また一方で、国による制度が入ってきたら現行S Tマークを取られていないようなものにつきましてもしっかり国の制度でカバーをしていくこともできる。両方がしっかり取組を進めていくことによって子どもの安全確保ができるような環境になっていくのではないかとこのようにも考えております。

また、負担感という御指摘もいただきましたけれども、これは製品安全のものに限りませんが、一般論として、国のいろいろな手続面において合理化が可能なところについては合理化も含めて考えていくというのは方向性かなというふうには思っております。まさに御指摘でもあったようなS Tマークと共存できるような仕組みと何よりも目的としましては子どもの安全をしっかり確保できるようにという観点で今回も提案申し上げておりますが、我々としてはこういった方向で検討ができないかというふうに考えております。

また、チェーンストア協会様から販売の現場でのコメントもいただきました。迷うことがないよというお話であったかなというふうに思っております。そこはしっかり、販売の現場で困るような事態にならないよということは意識しながら、これは制度の運用面も含めてだと思えますけれども、考えていきたいなというふうに思っております。

中古品の取扱いについて多くの皆様から御指摘をいただきましたが、いずれにしても中古品市場の重要性という点につきましては皆様共通の、重要だというメッセージだったかなというふうに思っております。その上でどのようにしていくかという点につきましては、消費者の方にどういメッセージを発信させていただきながら中古品市場での製品の流通というものを考えていくかという点が論点かなというふうに思っております。先ほどもオブザーバーの皆様のお意見の中でも、消費者に気をつけてもらいたいというメッセージも要るのではないかとこのように御指摘もいただきました。また、リユース業協会様からも、どうい措置が必要なのかといったような論点も提示をいただきました。資料上でも今提示してございますが、何よりも目的は子どもの安全に資するということでございます。このために何らかを講じた上で、何らかの措置を講じられるようにしながら、中古品市場の重要性といったことを意識しながら措置というものを考えていければなというふうに考えております。

すみません、御指摘大変ありがとうございました。一旦私からは以上でございます。ありがとう

ございます。

○三上委員長 佐藤課長、ありがとうございます。

今幾つか発言の挙手ボタンが残っておりますけれども、新たに御発言を御要望の方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、片岡様、どうぞ。

○片岡オブザーバー ありがとうございます。お答えありがとうございます。

念のためもう一度申し上げますと、モールに何をしてもらうかという検討の前に、販売者にしっかり何をしてもらうかというのを整理してくださいということをお願いしましたので、そこはしっかりやっていただければと思います。

あと、Pledgeについては、ぜひ参加者を拡大するなり広げていく取組を協力してやっていきたいと思っておりますので、そちらはぜひよろしく願いいたします。

以上です。

閉会

○三上委員長 ありがとうございます。

それでは、本日出席の皆様から大変たくさんの貴重な御意見をいただきましたので、本日の議論はここまでとしたいと思います。何か言い忘れたことがございましたら、よろしいですかね。

それでは、ありがとうございます。以上をもちまして本日の議論はここまでとさせていただきますと思います。

最後に、事務局から、今後の進め方、連絡事項をお願いいたします。

○佐藤製品安全課長 皆様方、委員の皆様、オブザーバーの皆様、大変お時間をいただきましてありがとうございます。

まず、本日の議事録についてでございますが、事務局で作成をいたしました上で、後日皆様方に御確認をいただきまして、ホームページにて公表させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

次回、今日が11月27日でございますが、次回は12月中旬頃を目途の開催ができればというふうに考えてございます。本日、皆様方から御意見を頂戴いたしました。それを踏まえた整理をさせていただきます。整理の案、まとめの案みたいなものを次回は御提示をさせていただきます。御審議を賜ればというふうに考えているところでございます。詳細につきましてはまた改めまして事務局から御連絡申し上げたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○三上委員長　　ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第12回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会を終了いたします。本日は御多忙のところ、長時間にわたり御熱心に御討議いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——